

光市病院局公告第2号

新光総合病院整備支援業務について、公募型プロポーザルに係る手続きを開始するため、下記のとおり公告する。

平成28年4月8日

光市病院事業管理者 守 田 信 義

1 業務名

新光総合病院整備支援業務

2 業務内容

平成31年度の新病院開院に向けた運営システム整備、医療機器整備、医療情報システム整備、什器備品整備等のうち、実施設計業務と連携を図り、平成28年度に行うべき業務

(詳細は、新光総合病院整備支援業務仕様書のとおり)

3 契約期間

契約を締結する日の翌日から平成29年3月24日(金)まで

4 参加資格

(1) この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

ア 平成23年4月1日以降、日本国内において200床以上の一般病床を有する独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院の新築、増築に係る病院整備支援業務(運営システム策

定支援業務、医療機器整備支援業務、医療情報システム整備支援業務、
什器備品整備支援業務等)を完了した実績を有する者であること。

イ 税(国、都道府県、市町村)の滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項
の規定により入札制限を受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律154号)の規定による更生手続開始の
申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規
定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社
更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく
再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けたときは、この限り
でない。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7
7号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に
規定する暴力団員をいう。以下、同じ)又は暴力団員と社会的に非難さ
れるべき関係を有している者でないこと。

(2) 応募に対する制限等

参加表明者からの応募は1点のみとする。

5 審査・選定等

提出された参加表明書等及び技術提案書等の評価は、新光総合病院整備支
援業務プロポーザル審査委員会において、技術提案書等の書類審査、プレゼ
ンテーション及びヒアリング審査とし、審査の結果、業務の受託に最も適し
た者を特定する。

6 手続き等

(1) 新光総合病院整備支援業務プロポーザル実施要項等(以下「実施要項
等」という。)の入手方法

光市病院局ホームページ (<http://www.urban.ne.jp/home/hikarihp/bureau>) に実施要項等を掲示する。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出場所

〒743-0022 山口県光市虹ヶ浜一丁目14番3号
光市病院局新光総合病院建設室

イ 提出期間

平成28年4月21日(木)までの日(期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時15分から午後5時まで。

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送(配達証明付書留郵便)とし、郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

エ 提出書類

提出書類、様式及び部数については、実施要項等による。

(3) 技術提案書等の提出

ア 提出場所

〒743-0022 山口県光市虹ヶ浜一丁目14番3号
光市病院局新光総合病院建設室

イ 提出期間

平成28年5月11日(水)までの日(休日を除く。)の午前8時15分から午後5時まで。

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送(配達証明付書留郵便)とし、郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

エ 提出書類

提出書類、様式及び部数については、実施要項等による。

7 契約の締結

5により特定した者と随意契約の交渉を行う。なお、特定した者が辞退したとき、特定した者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が整わなかったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。

8 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、光市病院局新光総合病院建設室（電話：0833-74-4680）とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では使用しない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) その他詳細は、実施要項等による。